

周南市営改良住宅条例の一部を改正する条例制定について

周南市営改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市営改良住宅条例の一部を改正する条例

周南市営改良住宅条例（平成15年周南市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第6条第1項第4号」を「第6条第4号」に改め、同条第2項中「、第6条第1項」を「、第6条」に、「第6条第1項第2号」を「第6条第1号」に、「13万9,000円」を「139,000円」に、「11万4,000円」を「114,000円」に改める。

第5条第3項中「第6条第1項第2号の」を「第6条第1号の」に、「11万4,000円」を「114,000円」に、「第6条第1項第2号ア」を「第6条第1号ア」に、「13万9,000円」を「139,000円」に改め、同条第4項中「11万4,000円」を「114,000円」に、「15万8,000円」を「158,000円」に、「19万1,000円」を「191,000円」に改める。
別表中溝住宅（1棟）の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市営改良住宅条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者の資格及び選考)</p> <p>第4条 改良住宅に入居することができる者は、法第18条各号に掲げるもので、かつ、周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号。以下「市営住宅条例」という。）<u>第6条第1項第4号</u>の条件を具備するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、市営住宅条例第4条、第5条、<u>第6条第1項</u>、第7条第1項、第9条及び第10条の規定を準用し、現に住宅に困窮していることが明らかな者を改良住宅に入居させることができる。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、市営住宅条例<u>第6条第1項第2号</u>中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、「214,000円」とあるのは「<u>13万9,000円</u>」と、「158,000円」とあるのは「<u>11万4,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(入居者の資格及び選考)</p> <p>第4条 改良住宅に入居することができる者は、法第18条各号に掲げるもので、かつ、周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号。以下「市営住宅条例」という。）<u>第6条第4号</u>の条件を具備するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、市営住宅条例第4条、第5条、<u>第6条</u>、第7条第1項、第9条及び第10条の規定を準用し、現に住宅に困窮していることが明らかな者を改良住宅に入居させることができる。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、市営住宅条例<u>第6条第1号</u>中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、「214,000円」とあるのは「<u>139,000円</u>」と、「158,000円」とあるのは「<u>114,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(家賃額の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 改良住宅の収入超過者については、市営住宅条例第28条第1項の規定を準用する。この場合において、「<u>第6条第1項第2号の金額</u>」とあるのは「<u>11万4,000円</u>（市営住宅条例<u>第6条第1項第2号ア</u>に規定する場合は<u>13万9,000円</u>）」と読み替</p>	<p>(家賃額の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 改良住宅の収入超過者については、市営住宅条例第28条第1項の規定を準用する。この場合において、「<u>第6条第1号の金額</u>」とあるのは「<u>114,000円</u>（市営住宅条例<u>第6条第1号ア</u>に規定する場合は<u>139,000円</u>）」と読み替えるものとする。</p>

現行

改正案

えるものとする。

4 改良住宅の収入超過者は、市営住宅条例第15条第3項の規定により認定した収入の額が11万4,000円を超え15万8,000円以下である場合は基準限度額に1.3を乗じて得た額、15万8,000円を超え19万1,000円以下である場合は基準限度額に1.5を乗じて得た額、19万1,000円を超える場合は基準限度額に1.8を乗じて得た額（以下「法定上限額」という。）の範囲内で市営住宅条例第14条第1項又は第4項の規定により算出した金額（当該額が法定上限額を超える場合は法定上限額）と第1項の規定により市長が定めた額との差額に相当する額の付加使用料を支払わなければならない。

4 改良住宅の収入超過者は、市営住宅条例第15条第3項の規定により認定した収入の額が114,000円を超え158,000円以下である場合は基準限度額に1.3を乗じて得た額、158,000円を超え191,000円以下である場合は基準限度額に1.5を乗じて得た額、191,000円を超える場合は基準限度額に1.8を乗じて得た額（以下「法定上限額」という。）の範囲内で市営住宅条例第14条第1項又は第4項の規定により算出した金額（当該額が法定上限額を超える場合は法定上限額）と第1項の規定により市長が定めた額との差額に相当する額の付加使用料を支払わなければならない。

別表（第3条関係）

別表（第3条関係）

住宅名	位置
川崎住宅（1棟、2棟）	周南市川崎二丁目4番、川崎三丁目19番
中溝住宅（1棟）	〃 大字富田3044番地
古市西住宅	〃 古市一丁目1番

住宅名	位置
川崎住宅（1棟、2棟）	周南市川崎二丁目4番、川崎三丁目19番
古市西住宅	〃 古市一丁目1番